

## 厚木市斎場条例の一部改正方針（案）について

## 1 条例改正の趣旨

平成 24 年 4 月に供用を開始した厚木市斎場は、市民の社会生活に必要不可欠な施設として安定的な施設運営に取り組んでいるところですが、災害等の想定外の事態により施設が使用不能となった場合には、他自治体との相互の協力体制が求められることから、円滑な連携を行うことができるよう、厚木市斎場条例の使用料徴収に係る規定の一部を改正するものです。

また、市外利用者の火葬炉使用料について、現状の経費や減価償却費等から算出した適正な金額に改め、将来的な火葬需要の増加に対応した火葬炉整備等の財源とするものです。

## 2 改正内容

## 1 使用料徴収の特例（第 4 条第 2 項）

## (1) 理由

使用料の前納を定めた条例第 4 条第 2 項には例外が規定されていないため、他の火葬施設が使用不能となり、本市斎場への受入れを求めてきた場合など、使用料の後納に対応することができない場合があります。

一方、多くの他市の条例では、例外が規定されており、使用料の後納が認められています。

【参考】例外規定を設けている自治体等（県内）

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、広域大和斎場組合（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）

## (2) 改正案

前納を定めた当該規定に、市長が特に認めた場合は例外とする旨のただし書きを追加することで、自治体間の連携が可能になります。

## 2 斎場使用料の改正（第 4 条別表）

## (1) 受益者負担の基本的な考え方

受益者負担見直しに関する基本方針（以下「基本方針」という。）において、『市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、民間による提供が可能なもの又は提供しているもの』については、公費負担と受益者負担の割合を各 50%とされていることから、市民生活に不可欠な施設であり 民間の施設において同種のサービスが提供されている火葬施設の使用料については、基本方針の考え方に従い、受益者負担率は 50%とします。

## (2) 火葬炉使用料の計算

基本方針の考え方に基づく算定方法と算定基礎数値から導かれる原価及び使用料は次のとおりです。

### 【算定方法】

12歳以上※	<b>【原価（A）】</b> $\frac{(\text{施設維持管理・運営に係る経費} + \text{人件費}(1\text{人}) + \text{減価償却費}) \times \text{面積割合 } 82.2\%}{\text{火葬件数}}$
	<b>【使用料（B）】</b> $\frac{(\text{施設維持管理・運営に係る経費} + \text{人件費}(1\text{人})) \times \text{面積割合 } 82.2\% \times \text{受益者負担率}(50\%)}{\text{火葬件数}}$
その他の区分	火葬時の1件当たりの燃料使用量に応じて、「12歳未満」及び「改葬」は12歳以上の70%、「死胎」及び「身体の一部」は12歳以上の30%

※ 本市斎場条例においては、公共交通機関や多くの施設において同様の年齢区分が用いられ、年齢による境界線として広く認識されている「12歳」を、「小人」と「大人」を区分する基準として、遺体の大きさ・重量による設備負担の違いを料金に反映しています。

### 【算定基礎数値】

項目	数値	備考
火葬件数	2,903件	過去3か年の平均値（R4～R6）
維持管理・運営経費	250,342,755円	
人件費(1人)	8,658,671円	
年間減価償却費	80,077,568円	令和9年1月1日時点の未償却残高と残償却年数から算出

### 【原価及び使用料】

区分	単位	原価	使用料
12歳以上の火葬	1体	96,012円（A）※	36,669円（B）

## (3) 斎場使用料の改正

### ア 考え方

- ① 市内火葬炉使用料は、近隣に民間の代替施設がないこと及び近隣の火葬施設の使用料を考慮し、全ての区分において現行どおりとします。
- ② 市外火葬炉使用料は、利用者が施設の建設費を負担していないことから、原価償却費（建設費）を含めた「原価{前項(2)のA}」を基準として、「12歳以上の死体」の金額を96,000円に見直すこととし、その他の区分は火葬時の燃料使用量に応じて減じた金額（70%又は30%）とします。なお、千円未満の端数は切り捨てとします。

- ③ 市内の式場及び霊安室使用料は、市内に民間の類似施設が存在するため、近隣火葬施設の使用料の状況などを考慮して現行どおりとします。
- ④ 市外の式場及び霊安室使用料は、基本方針に基づき市内の利用者の2倍（現行どおり）とします。

## イ 改正案

市外の火葬炉使用料を次のとおり改定します。

区分	単位	令和6年度件数		使用料(円)				
		市内※	市外	市内		市外		
				現行	改定案	現行	改定案	
火葬炉	12歳以上の死体	1体	2,534	439	10,000	—	70,000	96,000
	12歳未満の死体	1体	3	1	7,000	—	50,000	67,000
	死胎	1胎	27	6	3,000	—	20,000	28,000
	改葬	1件	0	0	7,000	—	50,000	67,000
	身体の一部	1件	12	15	3,000	—	20,000	28,000
式場	1回	534	3	60,000	—	120,000	—	
霊安室	24時間ごと	142	0	3,000	—	6,000	—	

※ 「市内」とは、死亡者にあつては死亡時の住所が、死胎にあつては死産時の母の住所が、改葬にあつては死体の埋葬場所が、身体の一部にあつては手術等を受けた者の住所が市内にあるもの

## 3 スケジュール及び施行時期

令和7年10月 方針決定  
 令和8年 1月 保健福祉審議会  
 2月 意見交換会  
 5月 骨子案パブリックコメント  
 9月 議会へ提案予定

### 施行時期

- ・使用料徴収の特例 公布の日
- ・火葬炉使用料の改定（予定） 令和9年1月1日